

# 由利本荘市中央地域包括支援センター・由利本荘市東部地域包括支援センター 運營業務委託に係る公募要領

## 1 公募の趣旨

由利本荘市における地域包括支援体制の強化のため、平成30年度より北部包括支援センターを、令和5年度より南部地域包括支援センターを業務委託しています。地域包括支援体制のさらなる強化、また民間が持つ知識や技術、特性を活かし、効率的な業務遂行を図るため、令和6年度から中央地域包括支援センターを業務委託することとしました。

なお、募集にあたっては、中央地域包括支援センターを2区域に分けて、区域ごとに受託を希望する事業者を公募します。

## 2 公募の概要

- (1) 業務名 ①由利本荘市中央地域包括支援センター運營業務委託  
②由利本荘市東部地域包括支援センター運營業務委託
- (2) 委託期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務内容 別紙「由利本荘市中央地域包括支援センター運營業務委託仕様書」  
「由利本荘市東部地域包括支援センター運營業務委託仕様書」  
のとおり。
- (4) 公募区域 ※本荘地域の担当区域詳細は別紙

|      | 担当区域                            |
|------|---------------------------------|
| ① 中央 | 本荘地域の本荘東部・本荘西部・石脇・松ヶ崎の各地区及び西目地域 |
| ② 東部 | 本荘地域の子吉・小友石沢・内越の各地区及び東由利地域      |



※参考

R5.3.3 | 現在

| 区域          | 人口            | 高齢者人口         | 高齢化率         |
|-------------|---------------|---------------|--------------|
| <b>① 中央</b> | <b>35,600</b> | <b>12,105</b> | <b>34.0%</b> |
| 本荘東部        | 11,863        | 3,504         | 29.5%        |
| 本荘西部        | 6,390         | 2,465         | 38.6%        |
| 石脇          | 10,498        | 3,323         | 31.7%        |
| 松ヶ崎         | 1,282         | 643           | 50.2%        |
| 西目          | 5,567         | 2,170         | 39.0%        |

| 区域          | 人口            | 高齢者人口        | 高齢化率         |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
| <b>② 東部</b> | <b>13,404</b> | <b>5,192</b> | <b>38.7%</b> |
| 子吉          | 3,224         | 952          | 29.5%        |
| 小友石沢        | 3,038         | 1,226        | 40.4%        |
| 内越          | 4,260         | 1,511        | 35.5%        |
| 東由利         | 2,882         | 1,503        | 52.2%        |

### 3 応募資格要件

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定する法人で、次の要件をすべて満たす者を募集する。ただし、主たる事務所又はその他の事務所を由利本荘市内に有する法人とします。

- (1) 由利本荘市内で介護保険法に基づく事業者指定を受け、指定居宅介護支援事業所を運営していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 租税の滞納がないこと。
- (6) 本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市に入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること。入札参加資格審査申請書を提出していない者、もしくは受理されていない者については、参加表明書と併せて、所定の書類を由利本荘市総務部契約検査課に提出し、令和5年10月12日までに受理されていること。

### 4 参加者の失格事項

応募した事業者が、提出書類の受付締め切り日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又は関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合

(3) その他、以下に掲げる行為があった場合

- ア 提出書類に虚偽があったとき
- イ その他不正な行為があったとき

5 スケジュール

- (1) 公募要領、仕様書等のインターネットによる公告  
令和5年10月2日(月)
- (2) 公募要領、仕様書についての質問受付  
令和5年10月3日(火)～10月6日(金) 正午まで  
地域包括支援センターへEメールによること。
- (3) 参加表明書の受付  
令和5年10月2日(月)～10月12日(木)  
持参(午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。)によること。
- (4) 提案書類の受付  
令和5年10月19日(木)～10月23日(月)  
持参(午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。)によること。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査  
11月上旬
- (6) 審査結果の通知及び公表  
11月中旬

6 質問及び回答

質問については、地域包括支援センターへのEメールにより受付します。ただし、質問内容は、公募に関して必要な項目のみとします。なお、口頭による質問は受付しませんのであらかじめご了承ください。

- (1) 提出書類 「質問書」(様式1)  
※件名は、「由利本荘市中央(東部)地域包括支援センターの公募に関する質問」とすること。
- (2) 提出期限 令和5年10月3日(火)～10月6日(金) 正午まで
- (3) 提出先 由利本荘市瓦谷地1  
由利本荘市健康福祉部地域包括支援センター(鶴舞会館2階)  
Eメールアドレス hokatu@city.yurihonjo.lg.jp
- (4) 回答方法  
Eメールで回答すると共に、ホームページに掲載します。なお、質問の回答は本要領の追加又は修正とみなします。

7 参加表明書の提出

応募にあたっては、業務の受託等を希望する地域包括支援センターごとに、次のとおり参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書(要綱様式第1号)
  - イ 納税証明書一式：写し可(原則、直近2年分：法人分のみ)

- ① 法人税、消費税及び地方消費税〔納税証明書その3の3〕
- ② 法人市民税（該当者のみ）
- ③ 固定資産税（該当者のみ）
- ④ 軽自動車税（該当者のみ）
- ⑤ 事業所税（該当者のみ）

※ 未納がない証明で可

ウ 法人登記事項証明書：（現在事項又は履歴事項証明書）

※ 参加表明書提出日以前、3か月以内に発行されたもので写し可

エ 法人の定款、寄付行為等：写し（原本証明が必要）

(2) 提出期限 令和5年10月12日（木） 午後5時必着

(3) 提出先 6（3）に同じ

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法

持参（午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。）によること。

(6) 参加資格審査結果

参加表明書の提出締め切り後、参加資格確認結果をFAXにて報告し、その後、通知します。

## 8 提案書の提出

提案書類の提出は、参加表明書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた者からのみ受付するものとし、業務の受託等を希望する地域包括支援センターごとに、次のとおり提案書類を提出してください。

(1) 提案書類

ア 様式2：応募申込書

イ 様式3：誓約書

ウ 様式4：由利本荘市中央（東部）地域包括支援センター事業計画

エ 様式5：由利本荘市中央（東部）地域包括支援センター設置場所位置図

オ 様式6：由利本荘市中央（東部）地域包括支援センター平面図

カ 様式7：由利本荘市中央（東部）地域包括支援センター事務所内平面図

キ 様式8：3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員）経歴書

(2) 提案書作成上の注意

ア 提案書は由利本荘市が指定した様式の表示事項を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問いません。

イ 提案書の大きさは、A4縦で作成し、添付資料がある場合も同様とします。

ウ 提案書の内容は、簡潔に記述してください。

(3) 添付書類

決算書：写し可〔直近2年分の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）〕

(4) 提出期限：令和5年10月23日（月） 午後5時必着

(5) 提出先：6（3）に同じ

(6) 提出部数：正本：1部（製本したもの）

副本：6部（ホチキス等で左上部を1カ所留めたもの）

## (7) 提出方法

ア 持参（午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。）によること。

イ 提案書類の受付と同時に受付確認書を発行します。

## (8) その他

原則、提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めません。

## 9 業務に関する費用

地域包括支援センターの運営は、本市からの委託料と介護報酬で賄います。

### (1) 事業費限度額

委託料の限度額は、3職種の人件費と事務事業諸経費を含めて

①中央：年額30,872千円、②東部：年額17,168千円とします。

なお、消費税及び地方消費税は非課税です。（消費税法基本通達6-7-10による。）

### (2) 委託料の支払い方法

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに受託者からの請求により支払います。

### (3) 介護報酬（指定介護予防支援）

介護予防サービス計画費（介護報酬）〈参考：令和5年9月1日現在単価〉

初回7,380円、2回目以降は4,380円

### (4) 経理区分

上記(1)委託料（包括的支援事業等）と(3)介護報酬（指定介護予防支援）はそれぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備してください。

## 10 選定方法

選定はあくまで「受託候補者を特定する」ものであり、契約行為ではありません。

(1) 由利本荘市中央地域包括支援センター選定委員会、由利本荘市東部地域包括支援センター選定委員会（行政等から選出された選定委員で構成）が提案書等の内容を、項目ごとに採点し、プレゼンテーション、ヒアリングを実施した上で、総合的に評価を行い、最も評価の高い法人を選定します。

(2) 提案に対する質疑及び補足説明を求めためプレゼンテーション、ヒアリングを行います。日時及び場所については、対象者に文書で通知します。なおプレゼンテーション、ヒアリングに出席しない場合は、公募に参加の意思がないものとみなします。

(3) 最終的に本市が選定します。

(4) 項目ごとに配点を行います。評価項目、評価の視点及び配点は次のとおりです。

◎評価項目、評価の視点及び配点

| 評価項目                      | 評価の視点  | 配点 |    |
|---------------------------|--|----|----|
| 1.法人の実績                   |  |    |    |
| ①高齢者福祉に関する活動実績            | 高齢者福祉に関する活動実績は十分か  | 5  | 15 |
| ②介護保険サービスの実績              | 介護保険サービスの実績は十分か  | 5  |    |
| ③経営の安定化                   | 経営の状況はどうか  | 5  |    |
| 2.運営の基本方針                 |  |    |    |
| ①応募動機                     | 応募動機は適切か   | 5  | 15 |
| ②区域の地域特性                  | 区域の地域特性を把握しているか  | 5  |    |
| ③運営の方針                    | 運営の方針は適切か  | 5  |    |
| 3. 職員配置（配点2倍）             |  |    |    |
| ①3職種の人選と職員配置計画            | 3職種の資格は適切か、職員配置計画は適切か、また実効性が認められるか   | 10 | 30 |
| ②欠員となった場合の対応方法            | 欠員となった場合の対応方法は適切か、また実効性が認められるか   | 10 |    |
| ③職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組み    | 職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みは適切か、また実効性が認められるか   | 10 |    |
| 4.設置計画                    |  |    |    |
| ①開設予定地選定の考え方              | 区域内での事務所の位置は適切か  | 5  | 10 |
| ②建物や施設・設備                 | 事務所の形態や設備環境は適切か  | 5  |    |
| 5.運営計画（配点2倍）              |  |    |    |
| ①総合相談支援業務の実施計画            | 実施計画の内容は適切か、また実効性が認められるか   | 10 | 70 |
| ②権利擁護業務の実施計画              |  | 10 |    |
| ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施計画 |  | 10 |    |
| ④介護予防ケアマネジメント業務の実施計画      |  | 10 |    |
| ⑤指定介護予防支援業務の実施計画          |  | 10 |    |
| ⑥ネットワークづくりに対する考え方や実施計画    | ・地域課題の把握や解決に向けた考え方や実施計画は適切か、また実効性が認められるか<br>・見守り体制の構築に対する考え方や実施計画は適切か、また実効性が認められるか | 10 |    |
| ⑦公正・中立性の確保に対する考え方や取り組み    | ・公正・中立性確保の必要性を理解しているか<br>・公正・中立性確保の取り組みは適切か、また実効性が認められるか                           | 10 |    |

| 6.リスク管理                  |   |     |    |
|--------------------------|---|-----|----|
| ①緊急時の24時間対応の体制           | 緊急時の対応や24時間体制の方法は適切か                        | 5   | 20 |
| ②災害時の体制や対応方法             | 災害時の対応や処理体制の方法は適切か                          | 5   |    |
| ③市民や利用者等からの苦情に対する対応方法や体制 | 苦情に対する対応方法や体制は適切か                           | 5   |    |
| ④個人情報保護のための方策およびマニュアル    | ・個人情報保護の意義や必要性を理解しているか<br>・個人情報の取扱いの考え方は適切か | 5   |    |
| 合計                       |   | 160 |    |

### 1.1 審査結果の通知

審査結果の通知については、11月中旬（予定）にお知らせする予定です。なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 1.2 その他

- (1) 提案書類等の作成に係る費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書類等は返却しません。
- (3) 応募者が1者であっても提案書等の審査は行いますが、契約の目的が十分に達成できないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合があります。また、複数者による応募においても同様です。
- (4) 提案書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。
- (5) 提出された提案書類等は、由利本荘市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。
- (6) 提案書類等の著作権は、応募者に帰属します。なお、地域包括支援センターの運営に関し公表する場合及び本市が必要と認める場合には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (7) 令和6年3月末日までに、必要書類の作成、各種印刷物作成業務、事務及び包括業務の習得を行っていただきます。ただし、習得期間の費用については、受託者の負担とします。
- (8) その他本要項に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとします。
- (9) 提案書類等の提出に関する問合せ先

〒015-0872

由利本荘市瓦谷地1

由利本荘市健康福祉部地域包括支援センター（鶴舞会館2階）

電話 0184-24-6345

FAX 0184-24-6299

Eメール hokatu@city.yurihonjo.lg.jp